

(様式第 1 1 号別紙)

泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業費受領委任払いに係る取扱誓約書

令和 年 月 日

泉大津市社会福祉事務所長 様

(届出者) 住 所

名 称

代表者氏名

印

泉大津市重度障がい者等就労支援特別事業費受領委任払い制度に関して、事業者の指定申請及び受領委任の取扱いの届出を行うにあたり、下記(1~11)の各事項を遵守することを誓約します。

記

(基本的事項)

- 1 利用者へのサービスの提供に関しては、関係法令、通達、及び泉大津市の要綱等を遵守すること。
- 2 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めること。

(受給資格の確認等)

- 3 サービス利用者から、当該重度障がい者等就労支援特別事業費について泉大津市の重度障がい者等就労支援特別事業費受領委任払い制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する社会福祉事務所長が交付した利用決定通知によって泉大津市の住民であること、また、当該重度障がい者等就労支援特別事業の利用決定を受けていることを確認すること。

(利用者負担の受領等)

- 4 ①重度障がい者等就労支援特別事業費に係る利用者負担については、サービス利用者から徴収するものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、利用者負担の受領後、利用者へ領収証を発行すること。②重度障がい者等就労支援特別事業費については、利用者へ提供したサービスに要した費用から利用者負担額を除いた額を社会福祉事務所長に請求すること。

(指導・調査等)

- 5 社会福祉事務所長が必要があると認めたサービスの提供に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。
- 6 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について社会福祉事務所長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消等)

- 7 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、社会福祉事務所長が直ちに当該登録を取り消しすること、また、以後社会福祉事務所長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

- 8 サービス利用者からの苦情又は相談があった場合、サービス利用者から、状況の聞き取りを行い、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、サービス利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法をサービス利用者の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

- 9 サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、サービス利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、サービス利用者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 10 事業所の職員は、業務上知り得たサービス利用者又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得たサービス利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とすること。

(その他)

- 11 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を社会福祉事務所長へ届け出ること。